

令和2年度第8回農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年11月10日(火) 午後1時30分から午後4時00分

2. 開催場所 鳥取市総合福祉センター(さざんか会館) 5階 大会議室

3. 出席委員 (23名)

会長	4番	濱田香	会長職務代理者	6番	田淵	緑
委員	1番	安東和彦	委員	15番	上田	壽一
〃	2番	村田幸範	〃	16番	藏内	敏博
〃	3番	河毛早苗	〃	17番	砂川	重雄
〃	5番	下田義男	〃	18番	依藤	利一
〃	7番	建部憲二	〃	19番	竹森	潔
〃	8番	川上信温	〃	20番	香川	恵
〃	9番	猪口実	〃	21番	柳田	和廣
〃	10番	福田克彦	〃	22番	石谷	隆
〃	11番	中村精	〃	23番	加藤	修
〃	12番	福田淳一郎	〃	24番	岩永	正司
〃	13番	山田準二				

4. 欠席委員 (1名)

委員 14番 福安修

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事

議案第 43号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 44号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 45号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 46号 農地転用事業計画変更申請について
議案第 47号 非農地証明について
議案第 48号 鳥取市農用地利用集積計画について
議案第 49号 鳥取市農用地利用配分計画について

第3 報告事項

(1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について
(2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について
(3) 農地転用の制限の例外(認定電気通信事業等)による事業計画書の受理について
(4) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
(5) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について
(6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

6. 事務局 谷口局長 堀係長 坂本主任 川口主事

8. 会議内容

開会：午後1時30分	
議 長	<p>定刻になりましたので、ただ今から、令和2年度第8回農業委員会総会を開会します。まず、定足数の確認をします。農業委員24名中、現在23名の出席ですので、会議は成立しております。</p> <p>次に、議事録署名委員には、7番 建部委員、8番 川上委員を指名します。では、議事に入ります。議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案第43号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。整理番号28番につきましては、下段地内の田1筆、242㎡を売買により所有権移転するものです。</p> <p>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。</p> <p>農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地までの距離は住所地から7km以内に位置しており、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われまます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われまます。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は144アールとなり、要件を満たしております。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われまます。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>では、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
加 藤 委 員	<p>この案件は、先月942㎡のうち700㎡は家を建てられるということ5条申請をいただいております。残りの242㎡は、譲受人が、現在は田ですが、いずれは畑として使用したいというようなお考えのようです。</p> <p>農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。</p>
議 長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>整理番号28番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>続きまして整理番号29番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>整理番号29番につきましては、青谷町吉川地内の田1筆、866㎡を売買により所有権移転するものです。</p> <p>申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明し</p>

ます。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地までの距離は住所地から7km以内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われます。

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は170アールとなり、要件を満たしております。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われます。

なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。

以上で説明を終わります。

議長 では、担当農業委員の報告をお願いします。

石谷委員 譲受人は申請地まで車で10分、奥さんの実家から徒歩3分で行くことができ、近くの農地でも耕作しており、農業機械もトラクター等を所有されております。現地は、少し前に農地パトロールを行い、セイタカアワダチソウが生い茂りB判定にするか判断に迷う土地でした。譲受人に確認したところ、草を刈って畑として利用すると証言をいただき 放棄された農地を畑として利用してもらえらるなら有り難いと思います。

農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。

議長 では、質疑・意見はございませんか。
(質疑・意見なし)

議長 以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。
整理番号29番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。
続きまして整理番号30番を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号30番につきましては、三津地内の田1筆、689㎡を売買により所有権移転するものです。
申請書等に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否か検討した結果を説明します。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、譲受人の農機具の保有状況、農作業従事者数からみて、耕作能力に問題はありません。また、申請地は住所地と同じ集落内に位置し、通作にも問題ありません。なお、譲受人は、保有しているすべての農地を耕作しています。今回取得する農地についても、効率的に利用して耕作を行うものと思われます。

次に、農地法第3条第2項第4号 農作業常時従事要件ですが、申請書に記載された譲受人の農作業従事日数及び本人からの聴取により確認をした結果、現在、基幹的な農作業に常時従事しており、取得後も農作業に常時従事すると思われます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積50アールに対して、取得後の譲受人の耕作面積は82アールとなり、要件を満たしております。

	<p>最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地の取得後の利用に変更はなく、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと思われます。</p> <p>なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）、同第3号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）には該当しません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>では、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
川上委員	<p>譲受人の自宅に行きまして、農機具等を確認しました。トラクター、管理機、田植機等を所有しておられました。譲渡人は、三津の出身の方でして、平成5年に相続で畑地を取得されておられます。それ以後、隣接した農地を所有している譲受人の父が耕作しておられまして、譲受人が自分の家の畑だと思っていたら、譲受人の所有だったため、購入を申し出たところ、了解されたということでございます。</p> <p>農地法第3条第2項各号には該当せず、許可することに問題はないと判断します。</p>
議 長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）</p>
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号30番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 （異議なし）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。</p>
事務局	<p>では議案第44号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第44号農地法第4条の規定による許可申請について説明します。 整理番号12番につきましては、墓地を転用目的とするものです。 申請地は、河原町神馬地内の田1筆、30㎡のうち24.75㎡です。農地区分は、第2種農地、小集団の生産力の低い農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第4条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>では、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
田淵委員	<p>申請地は、今年の9月に農振除外の時に出てきた案件です。チェックリストに従って何ら問題はございません。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。</p>
議 長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 （質疑・意見なし）</p>
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号12番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 （異議なし）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号13番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>整理番号13番につきましては、駐車場を転用目的とするものです。</p> <p>申請地は、河原町長瀬地内の田1筆、1,235㎡のうち195㎡です。農地区分は、第2種農地、住宅等が連たんする区域に近接する区域内農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。</p> <p>申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。</p> <p>申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第4条に基づく転用は適当であると判断します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
岩永委員	<p>申請地は、申請人の自宅近くにあり、今は耕作されていない保全管理された農地で、今後、市民農園にして、そこで耕作される方のための駐車場に転用するもので、チェックリストに従って確認しましたが、何ら問題はございません。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。</p>
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。</p> <p>整理番号13番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。</p> <p>では議案第45号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第45号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>整理番号36番につきましては、住宅建築を転用目的とするものです。</p> <p>申請地は、気高町北浜一丁目地内の畑1筆、761㎡のうち369.14㎡です。農地区分は、第3種農地、土地区画整理事業施行区域に該当します。</p> <p>申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。</p> <p>申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
中村委員	<p>申請地は、住宅地と畑地が混在する地域で、隣接地もすでに建物が建っており、そこに住宅を建築するというものです。申請地は少し傾斜があり、隣の農地に被害が出ないように擁壁を設けるとのことで、チェックシートに従って何ら問題はございません。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。</p>
議長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

	<p>整理番号36番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして、整理番号2番(一時転用)を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>整理番号2番(一時転用)につきましては、砂利採取を転用目的とするものです。 申請地は、湖山町西三丁目地内の畑1筆、4,597㎡です。農地区分は、第2種農地、住宅等が連たんする区域に近接する区域内農地に該当し、許可根拠は、代替地なしです。 申請人は、違反転用を行っておらず、必要な資金についても、全額自己資金で賄う計画であり、資力及び信用はあると判断します。 申請書に添付されている被害防除計画書も問題はなく、農地法第5条に基づく転用は適当であると判断します。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>では、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
川 上 委 員	<p>申請地は、以前、ビニールハウス栽培をしておりましたが、3年前の大雪で破損し使用できなくなり、撤去後、砂利採取したいとの申出があったというものです。転用目的は妥当であり、申請のとおり用途に供する見込みもあり、周辺農地に影響はありませんので、転用することに問題ないと判断します。</p>
議 長	<p>では、質疑・意見はございませんか。</p>
上 田 委 員	<p>申請地の隣接地は、住宅が建っているのですか。</p>
川 上 委 員	<p>東側に建っているのは、住宅ではございません。ビニールハウスになっております。</p>
上 田 委 員	<p>図面では、隣接地に建物があるように見えますが、砂が飛ぶとか被害が出ないように対策はされているのですか。</p>
川 上 委 員	<p>対策もきちんとされておりますので、全く問題ないと判断します。</p>
上 田 委 員	<p>はい、わかりました。砂利採取した後の埋め戻しは、きちんと経過を確認していただきたいと思います。</p>
川 上 委 員	<p>申し合わせによりまして、県、市と共に、途中で4回検査に入るようになっておりますし、その辺もしっかり見ていきたいと思っております。</p>
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号2番(一時転用)について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。</p>
議 長	<p>では議案第46号「農地転用事業計画変更申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案第46号農地転用事業計画変更申請について説明します。 整理番号2番につきましては、従前の許可内容は太陽光発電施設であり、地上権者の変更、期間延長を事由とした事業計画の変更になります。</p>

議 長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
石谷委員	11月4日に、担当推進委員及び事務局と現地確認をしました。現地は田で、すでに太陽光発電施設として、許可が出ております。地上権者の変更、工事期間の延長、申請変更については、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号2番について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。 では議案第47号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第47号非農地証明について説明します。 整理番号119番の申請地は、河原町八日市地内の畑1筆、23㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
猪口委員	11月2日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、農機具庫敷地として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、周辺農地に影響はなく、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号119番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号120番を審議します。事務局の説明を求めます。
事務局	整理番号120番の申請地は、河原町曳田地内の畑1筆、42㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
田渕委員	11月6日に申請人、担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、住宅敷地の一部で進入路として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

		整理番号120番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号121番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局		整理番号121番の申請地は、瀬田蔵地内の田2筆、合計967㎡です。申請事由は、 長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。
議 長		では、担当農業委員の報告をお願いします。
福田淳委員		11月2日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地は県道と山に囲ま れた生産性が低い農地で、再生利用が困難と見込まれるB分類農地として判定しており、 申請地の現況は、原野化しておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧 が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。また、申請人に 聞き取りしたところ、今後は植林等による土地整備を計画しているとのことでした。
議 長		では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号121番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号123番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局		整理番号123番の申請地は、吉成地内の田1筆、700㎡です。申請事由は、人為的 潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。
議 長		では、担当農業委員の報告をお願いします。
河 毛 委 員		11月6日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、建物敷 地として利用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経 過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認する ことに問題ないと判断します。
議 長		では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長		以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号123番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長		異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号124番を審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局		整理番号124番の申請地は、河原町佐貫地内の田2筆、合計317㎡です。申請事由 は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。

議 長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
猪 口 委 員	11月2日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地周辺で宅地造成がなされた時から既に宅地となっており、申請地の現況は、宅地として使用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号124番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号125番は整理番号126番、127番および128番と関連していますので一括して審議します。事務局の説明を求めます。
事 務 局	整理番号125番の申請地は、気高町八束水地内の畑1筆、723㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 整理番号126番の申請地は、気高町八束水地内の畑2筆、合計1,982㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 整理番号127番の申請地は、気高町八束水地内の畑1筆、991㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 整理番号128番の申請地は、気高町八束水地内の畑1筆、991㎡です。申請事由は、長期間耕作放棄されたため、自然潰廃したというものです。 以上で説明を終わります。
議 長	では、担当農業委員の報告をお願いします。
中 村 委 員	11月6日に担当推進委員および事務局と現地確認しました。申請地は再生利用が困難と見込まれるB分類農地として判定した非農地通知を発出すべき農地であり、申請地の現況は、雑木が繁茂し原野化しているほか、工事用通路として利用されるなど雑種地となっておりました。長期間耕作放棄され、自然潰廃した農地で復旧が困難な土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。
議 長	では、質疑・意見はございませんか。
岩 永 委 員	申請地周辺に農地はあるのか。
事 務 局	申請地周辺も含めて、20年以上耕作されていないようで、農地パトロールでは平成26年頃より再生利用が困難と見込まれるB分類農地として判定されています。
建 部 委 員	申請地周辺も含めて、整形地となっているようだが、以前にはほ場整備された農地なのか。
事 務 局	土地登記事項証明書を確認したところ、「土地改良法による換地処分」の記載が無いので、ほ場整備されていない農地であると考えます。
中 村 委 員	補足ではありますが、申請地周辺も含めて、以前は砂地を利用して葉タバコが栽培されていたため灌水設備が整った砂畑でしたが、現在はその灌水設備は使用できない状況のようです。
議 長	以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。

	<p>整理番号125番、126番、127番および128番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして整理番号129番を審議します。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>整理番号129番の申請地は、用瀬町別府地内の田1筆、210㎡です。申請事由は、人為的潰廃地で転用の事実行為から20年以上経過しているというものです。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>では、担当農業委員の報告をお願いします。</p>
安 東 委 員	<p>11月6日に担当推進委員、用瀬地域の推進委員1名および事務局と現地確認しました。申請地の現況は、住宅が建築され、宅地として使用されておりました。人為的潰廃地ですが、転用の事実行為から20年以上経過しており、農地行政上も特に支障がないと認められる土地に該当しますので、承認することに問題ないと判断します。</p>
議 長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 整理番号129番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では、議案第48号「鳥取市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案第48号鳥取市農用地利用集積計画について説明します。 鳥取市長から、令和2年11月24日告示予定で農用地利用集積計画の決定を求められています。 利用権を設定しようとするものが、新規37件、更新6件、合計43件で、面積は、田110、525㎡、畑37、695㎡、その他981㎡、合計149、201㎡です。 権利種別の内訳は、賃借権35件、使用貸借による権利8件となっています。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第48号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 では、議案第49号「鳥取市農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案第49号鳥取市農用地利用配分計画について説明します。 鳥取市長から、農用地利用配分計画の案の作成に係る意見決定を求められています。これは、農地中間管理事業の推進に係る法律第19条第3項に基づき、鳥取市が作成した農用地利用配分計画(案)について、農業委員会の意見を聴くものです。</p>

		<p>今回、鳥取県農業農村担い手育成機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する農地の面積は、田106,012㎡、畑365㎡。権利種別の内訳は、賃借権47件、使用貸借による権利3件となっています。</p> <p>農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第4項の要件に照らし合わせたところ、特に問題は見受けられませんでした。以上で説明を終わります。</p>
議	長	<p>では、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p>
議	長	<p>以上で質疑を打ち切り、採決に入ります。 議案第49号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
議	長	<p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。 続きまして、議案書の報告事項につきまして、質疑・意見はございませんか。 (質疑・意見なし)</p> <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について (3) 農地転用の制限の例外（認定電気通信事業等）による事業計画書の受理について (4) 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について (5) 農地転用許可後の工事進捗状況および工事完了に係る報告書の受理について (6) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議	長	<p>その他報告事項につきまして、事務局ありますか。 (特になし)</p>
議	長	<p>以上を持ちまして令和2年度 第8回鳥取市農業委員会総会・定例会を閉会といたします。どうもご苦労様でした。</p> <p style="text-align: center;">閉会 午後4時</p>